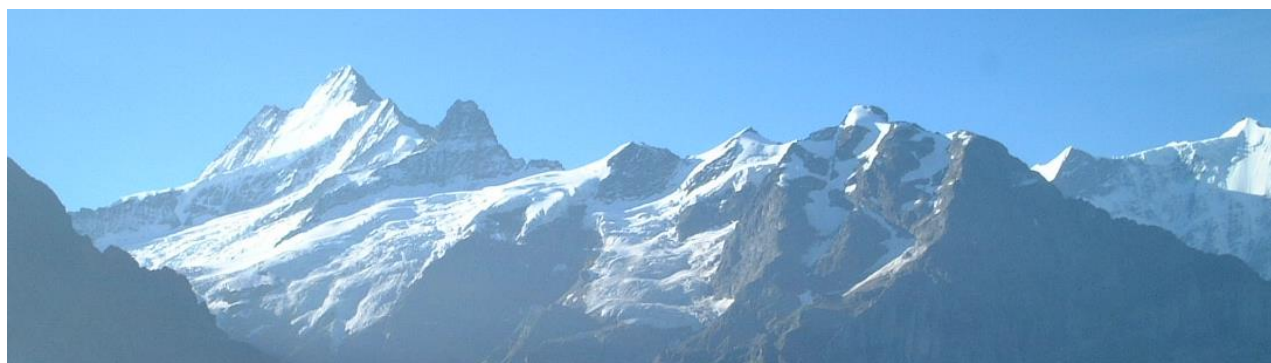


～ 明るい未来への投資 ～



みらい『ミレニアム倶楽部』

近い将来予想される急激な労働人口の減少。肥大化する一方の社会保障費と世代間格差の拡大。進展しない規制改革、長時間労働の主因とされる非効率な社会生産性。

他方、急速な技術発展を遂げつつある中国・インドほかアジア諸国をはじめとする新興国と、IT・デジタル化を加速させる欧米諸国。

未来を創る財団は、次世代が直面するこれらの課題を共有し、ブレークスルーしたいと考え、2013年に設立しました。

社会の生産性を劇的に改善し、グローバル競争を勝ち残る路を模索。21世紀をけん引する『未来』の構想と行動を推進します。

社会が困難な壁に立ち向かう今、日本のよさと潜在能力によって未来を創る財団は、平和な社会の変革による『明るい未来』への投資のため、みらい『ミレニアム倶楽部』に賛同されるメンバーを募ります。

みらい『ミレニアム倶楽部』（賛助会）年会費

<年会費は公益財団法人—申請中—の認可があった後に発生します>

個人会員：10万円（年） 準会員：3万円（年）＊30歳未満の方

法人会員：100万円（年）

【口座：三菱東京UFJ銀行青山通支店 普通預金 0214497 未来を創る財団】

＊ その他特別賛助寄付金：特定のテーマ・プロジェクトにご賛同の賛助寄付金

未来を創る財団は政治、宗教その他に対し一切関与、代表しない独立した第三者機関です。

“会員をご招待する”みらい『ミレニアム倶楽部』イベント

（魅力的な）ゲスト、会員、財団関係者を交えた懇親会（年2回）

（魅力的なテーマとスピーカーによる）懇話会（年4回）

- ・ 社会経済懇話会
- ・ 社会経営懇話会
- ・ 社会地域懇話会
- ・ 社会国際懇話会

（第一線の執筆者による）ニュースレターの配信、活動ニュース、情報リリース他

みらい『ミレニアム倶楽部』（未来を創る財団 賛助会）規約

第1条 本会はみらい『ミレニアム倶楽部』未来を創る財団賛助会と称する。

第2条 本会は未来を創る財団（以下「財団」）の公益活動を支援する目的で設置する。

第3条 本会は財団（東京都港区北青山 1-2-3 青山ビル 12F 太陽グラントントン税理士法人内）に事務局をおく。

第4条 本会の代表者は財団の代表者が兼務する。

第5条 本会につぎの会員をおく。

- 1 法人会員
- 2 個人会員
- 3 個人準会員（30歳未満の方）

第6条 本会の趣旨に賛同する法人または個人は、本申込書に所在地または住所ならびに法人名および代表者名または氏名を記載のうえ、財団あて提出する。

第7条 会員は財団に対する賛助寄付金としてつぎの年会費を財団の指定口座に振込む。

- 1 法人会員 100万円（暦年）
- 2 個人会員 10万円（暦年）
- 3 個人準会員 3万円（暦年）

第8条 会員はいつにても、入会を取消し、または退会することができる。

第9条 年会費の振込み以前に退会した会員は、その年度の会費を負担しない。

第10条 本規約の成立および変更は財団の理事会の議決によって行う。

【口座：三菱東京UFJ銀行青山通支店 普通預金 0214497 未来を創る財団】

みらい『ミレニアム倶楽部』入会申込書

<年会費は、財団の活動が十分であると思われた場合に、お支払いください>

未来を創る財団 代表理事 石坂芳男殿

当法人（または私）は、みらい『ミレニアム倶楽部』賛助会の趣旨に賛同し、**貴財団が公益財団法人になることを条件に**、法人会員（または個人会員）として入会を申込みます。

（会員は「未来を創る財団賛助会」の規約により、各年会費の払込みまで、いつでも入会を取消しまたは退会することができます。）

西暦 年 月 日

所在地（またはご住所）

法人名および代表者名

（または個人のご氏名）

* お申込みは Fax03-5489-0506 または

メール abrighterfuture@theoutlook-foundation.org にてお願い申し上げます。